

- 脳血管疾患等リハビリテーション
- 廃用症候群リハビリテーション
- 運動器リハビリテーション

目標設定等支援・管理料
初回:250点、2回目以降:100点
(3か月に1回)

疾患別リハビリテーション (標準的算定日数)	目標設定等の期限と減算
脳血管疾患等リハ(180日)	60日以内に直近3か月以内に「目標設定等支援・管理料」を算定していない場合、当該リハ料は100分の90算定
運動器リハ(150日)	50日以内に直近3か月以内に「目標設定等支援・管理料」を算定していない場合、当該リハ料は100分の90算定
廃用症候群リハ(120日)	40日以内に直近3か月以内に「目標設定等支援・管理料」を算定していない場合、当該リハ料は100分の90算定
心大血管疾患リハ(150日)	
呼吸器リハ(90日)	

※この目標未設定による減算は、平成28年10月1日から実施